

●香川県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年12月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市善通寺町字北原4167 番22地先から	前	13.2~20.2	70	市道移管による不用物件 化
		6.0~9.1	95	
善通寺市善通寺町字兼谷1570 番19地先まで	後	13.2~20.2	70	